

日本語学会選挙規則

1. 会長、編集委員長、会計監査委員、評議員は、所定の手続きによって、個人会員の互選により選出する。選挙権・被選挙権は当年度の会費をその年度の10月末日までに完納した個人会員が有する。選出は、選挙のある年度の10月末日現在の選挙権および被選挙権を有する者の名簿（選挙人名簿）による。
2. 会長、編集委員長および会計監査委員の選出は、最多得票数による。同数の場合は抽選による。
3. 編集委員長、会計監査委員に支障が生じた場合は、選挙の際の次点者を以てこれを補う。この場合の任期は残任期間とする。
4. 評議員の総定数は、70名とする。
5. 投票は10名以内の連記による無記名投票とする。
6. 評議員選出は、得票数の多いものから順次、定数に達するものまでとし、当落の境界に同数得票者が生じた場合は抽選による。
7. 評議員の欠員は補充しない。
8. 会長、編集委員長、会計監査委員が任期の途中で交替した場合は、前任者も後任者も、在任期間が1年以上であれば、次期の被選挙権を有しない。
9. 選挙管理委員会は、会長と4名の選挙管理委員を以て構成する。選挙管理委員長は、会長を以てこれに当てる。
10. 選挙管理委員は、評議員の互選により選出する。ただし、各機関内（大学付置の研究所等はその大学に含まれる）より選出される選挙管理委員の数は1名を限度とする。任期は3年とし、連続3選は許さない。
11. 選挙管理委員の選挙は、2名連記の無記名投票とする。
12. 選挙管理委員の当落の境界に同数得票者が生じた場合は、抽選による。
13. 選挙管理委員に欠員が生じた場合は、次点者を以てこれを補う。補欠の選挙管理委員の任期は残任期間とする。

注記

- 第10、12について

2018年4月より実施する。

(1984年10月13日修正案可決。)
(2004年6月19日修正案可決。)
(2008年6月21日修正案可決。)
(2009年6月20日修正案可決。)
(2017年6月24日修正案可決。)
(2020年11月21日修正案可決。)